

令和5年3月16日

関係各位

一般社団法人発明推進協会

『知的財産法を理解するための法学入門』に係る正誤表等

編集段階のミスにより、下記のとおり元の原稿が反映されていなかった部分がありました。謹んでお詫びするとともに訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
p.65 2行	仮処分、承認（債務の存在を知る旨を表示すること。）などである（ 民147条 ）。	民147条等
p.77 25-26行	しかしながら、民法では、特定物 ⁽¹⁵⁾ の売買のときは債権者主義をとっている（民534条）。	削除
p.78 1-5行	すなわち、請求できることとなる。	削除 ※脚注15も削除
p.80 15行	すべきことを請求することができる（ 民428条 ）。	民428条で準用する432条
p.80 25行	混同を定めている（ 民474条～520条 ）。	民473条～520条
p.85 17行	…効力を生じない：（ 特98条3号 ）と…	特98条1項3号
p.90 3-4行	…現実の損害ではなく「通常生ずべき損害」と考えられている（ 民416条類推 ）。	…現実の損害ではなく、 <u>原則として「通常生ずべき損害」と考えられている（民416条1項類推）。</u>
p.99 21行	…構成要件に該当しても「 正当の業務 」（刑35条）	正当な業務
p.130 7-9行	この法律の認める不服申立ては、3種類ある。審査請求、 異議申立て 、再審査請求である。… <u>手続をいい、異議申立てとは、</u>	異議申立て→ <u>再調査の請求</u>
p.130 13-15行	行政不服審査法は、 審査請求中心主義を採用しているといわれる。審査請求中心主義とは、不服申立ては審査請求が原則となるという建前をいう（行審法6条3号参照）。	行政不服審査法は、 <u>処分庁への審査請求は例外となるという建前をとっている。</u>